



地域安全ニュース

令和3年4月



悪質商法にご用心！

悪質商法にかかる相談受理件数が増加傾向にあります。あなたの不安や迷いにつけ込む悪質商法の被害に遭わないよう、注意してください。

悪質商法の主な手口



【訪問購入(押し買い)商法】

「不要な衣類等何でも買い取ります。」などと電話をかけ、約束を取り付け訪問し、実際は貴金属やブランド品を強引に買い取る手口です。事前に連絡もなく、訪問するケースもあります。

【点検商法】

屋根瓦や床下の無料点検を装って家庭を訪問し、事実と異なる点検結果を説明し、必要のない工事をしたり、法外な工事代金を請求する手口です。

【利殖商法】

電話やSNS等で「元本保証で定期的に利息も受け取れる。」などと説明し、未公開株の購入やファンドなどへの投資を勧誘する手口です。

被害に遭わないためのポイント

- ☆無料点検や無料回収などの甘い誘いに乗らない！
- ☆少しでもおかしいと思ったらはっきり断る！
- ☆しつこい相手には110番通報！
- ☆契約や購入は一人で決めず周りに相談！



クーリングオフ制度の利用



訪問販売や電話勧誘販売などは一定期間、特別な理由など必要なく無条件で契約を解除できます。契約後でも諦めず直ぐ警察に相談してください。

京都府警察本部 生活保安課

電話 075 - 451 - 9111

